

## 講演資料

# 韓国家族法の一部改正について

崔 達 坤

## 一、はじめに

昨年末、一九七七年一月三十一日、韓国家族法の一部が改正公布された。この改正法の正確な名称は「民法中改正法律」といい、公布一年後から施行されることになっている。

今度のこの改正はもちろん韓国家法を民主化するところにその目的があるのであるが、その特別な意義は次のふたつの点にあるということが出来る。ひとつはもともと保守的である韓国家族法がその一部ではあっても改正できたという点、またひとつはその改正の動機がおもに女性指導者たちによって与えられたという点である。もちろんこの改正案は国会の法制小委員会によって作成提案されたものであるから女性団体案と直接的関係

をもつものではない。しかしこの改正案の原案が女性団体の案であるという点からみて、後者のような結論をうることができるのである。

とにかく今度の改正がよくできたものか、また条文間に矛盾がないかということは今後十分検討しなければならない問題であるが、改正法が意図したその程度で、一応韓国家族法が民主化されたということが出来る。

筆者は今度のこの改正をよりよく把握するため、次のような順序で紹介することとする。まず最初に韓国家族法の特徴を簡単に説明する。韓国家族法の特徴がいかなるものであるかを探って見れば法改正の理由があきらかになるからである。次に改正法通過の時までの間の家族法改正運動を紹介する。これを通

じて改正の焦点を明確に把握することができるところである。三つめに改正法の内容を具体的に検討する。そして最後にこの改正法がもつ韓国国内での位置を検討する。これを通じて、われわれは家族法の全面改正問題または再改正問題を予測することができるからである。

## 二、韓国家族法の構造と特色

### (一) 構造

韓国家族法とはふつう民法典第四編親族法と第五編相続法を意味する。これを内容的にみれば、親族法は家族法（戸主と家族関係を規律する狭義の）、婚姻法、親子法、狭義の親族法（夫婦関係と父母・未成年子女関係をのぞいた親族関係を規律する）の四箇の小家族法にわけられ、相続法には財産相続と遺言のほか戸主相続の一章が設けられている。

### (二) 特色

ひとことでいえば、現行韓国家族法は、民主主義的小家族制度の原理と儒教的大家族制度の原理による複合的性格をもっている。このような複合的性格は、東洋社会に属する国家に多かれ少なかれあるのであるから、この現象をもってただちに韓国家族法の特色であるというわけにはいかないが、韓国には特に大家族制度の原理が強く残っていて、これが謂る韓国法の特色

としてあらわれてくるのである。大家族制度の原理は、実に韓国家族法の全分野にわたって作用している。韓国法の理解のため、そのうちおもなものをあげれば次のように要約することができる。<sup>(1)</sup>

#### (1) 家族制度存置のための諸規定

身分行為にとりもなる複雑な家籍変動（韓国民法七八〇条以下——以下の条文は韓国民法を意味する）

特殊形式の婚姻（たとえば入夫婚姻、婿養子婚姻）の認定

（八二六条三項但書、八七六条）

死後養子という異例な養子縁組形式の認定（八六七条以下）

異姓養子に対する戸主相続の不認定（八七七条二項）

同一家籍いかにによる親権の認定または不認定（九〇九条）

財産関係における戸主の諸種の特権の認定（七九六条二項、

九九六条、一〇〇九条一項但書）

#### (2) 家族団体強固のための諸規定

一定家族の移籍行為における戸主または父の同意権の認定（七八四・七八五条）

戸主または推定戸主相続人の去家禁止の原則（七八八条一項但書、七九〇条、七九三条）

戸主と家族間の扶養義務（七九七条、七九四条二号）

家族に対する戸主の居所指定権（七九八条）

一定成年子女の婚姻またはすべての子女の養子縁組に対する

父母の同意権（八〇八条一項、八七〇条一項）

戸主権の放棄禁止（九九一条）

### (3) 男系優位維持のための諸規定

親族範囲を認める場合、父族と母族、夫族と妻族による顕著な差異の認定（七七七条）

夫の血族でない妻の直系卑属の夫家入籍に関するきびしい干渉（七八四条）

婚姻生活関係における男女間の財産上身分上の差異——婚姻生活の場所は夫の住所であること（八二六条二項）、妻の夫家への入籍（同条三項）、帰属不明財産の夫所有推定（八三〇条二項）

母の親権の二次的性質（九〇九条一、二項）

戸主相続順位における男子優位の絶対（九八四条）

相続分における男女間の差異（一〇〇九条）

以上の諸規定は韓國家族法がどの程度大家族制度的原理を内包しており、またこれから察して韓國法がどの程度保守的かつ

韓國家族法の一部改正について

不合理であるかを示してくれるのである。

### 三、改正法成立までの家族法改正の動向

#### (一) 家族法学会

一九六〇年以来施行されてきた韓國家族法に対しては、条文間の論理上の矛盾、法典の後進性、保守性のため、大部分の家族法学者がその改正を要求する批判と理論を展開してきたのであるが、特に法の後進性と保守性の是正に対しては力をそそいでいた。

しかしこのようなかれらの意見も法改正の範囲と時期に関しては必ずしも一致しなかった。かれらの意見を総合してみれば、およそ漸進的改革論と全面的改革論の二つに分けることができる。前者の理論的基盤は、韓國社会の伝統性と特殊性により多い比重をおき、法の民主化と法の合理化との間に相当な差異を認めるところにある。これに対して後者は民主化と合理化の間に殆んど差異を認めない。すなわち、「民主化」Ⅱ「合理化」という考えの上に立っているのである。全面的改革論には現役の若い家族法学者が参加して表面的にはその活動がはなはだ活潑であったが、漸進的改革を主張する者もまた実務界の保守勢力の支持により、前者におとらぬ勢力をもっていたのであった。

これらふたつの改革論のほかにも改革自体に全面反対する反対論があつたけれど、その主張は、法学界においてさほど大きく問題視されなかった。

## (二)、女性団体協議会

学界のこのような絶えざる改革要求に乗って、女性団体が彼女らの権益向上のため、家族法の改正を要求することになった。彼女らの要求は従来の消極的な理論闘争ではなく、積極的な実践活動において展開したのであった。

一九七六年はちょうど「世界女性の年」であり、この協議会はそれを記念する最大のイシューとして家族法改正運動に着手し、この事業の推進を専担する機構として「汎女性・家族法改正促進会」をその傘下においた。

この促進会は、家族法学者の中の全面的改革論者の積極的参与を得て、一九七四年八月に「民法第四編親族・第五編相続改正法案および理由書」<sup>(2)</sup>を採択し、翌年一九七五年一月一四日には李淑鐘議員<sup>(3)</sup>ほか一九人の名義で国会に提出した。同促進会は、改正案採択後あるいは改正案の国会提出前後に、講義、講演、説得等を通じ、この法案の国会通過のため全力投球したのである。

## 四、汎女性・家族法改正促進会の

### 「民法第四編親族・第五編相続改正案」

## (一)、同改正案の基本理念

同促進会が提げる提案理由は、提案理由書序文があらわしているように、「家族法改正を通じた新しい社会良俗と発展的な倫理の摸索」にある。同会はこの命題を実現するための家族法改正の基本理念として、①人間平等原則の実現と非合理性の除去、②韓国固有の社会価値観の再構成、③国民権利の拡大、という三つをあげている。

しかし、同会の設けた各改正条項が、みなこの基本理念と合致しているか否かは疑問の余地がないわけではない。特に同会には、「韓国固有の社会価値観の再構成」という基本理念を通じて、改正条項と韓国伝来の家族制度との調和を試みようとしている。しかしこのような努力にもかかわらず、改正条項の内容には、調和を欠いた極端な面がはなはだ多いという批判をうけてきたのである<sup>(4)</sup>。

## (二)、同改正案の内容

この改正案は韓国家族法全般にわたった改革を要求しており、その条項数は七七箇条に達している。この改正案は結局国会で廃棄されたわけであるが、今般通過した新らたな改正案の

原案となったという点で、その有する意義にははなはだ大きいものがある。この意味で促進会の改正案中、おもなものをあげれば次のようになる。

親族範囲からの配偶者の削除

姉妹の直系卑属を血族に含めること

嫡母庶子関係と継母子（継母と先妻の子）関係を姻戚関係にすること

親族範囲を、父系血族と母系血族においてはともに四親等以内に、姻戚においては三身等以内に縮小調整すること。

戸主制度の全面廃止、したがって戸主制度と戸主相続制度に関する全規定を削除すること

父母の婚姻同意年齢を未成年者に限定すること

同姓同本間の婚姻禁止制度を廃止して、①父系八親等、母系四親等の者の間と、②直系姻戚間または姻戚であった者との間に限り禁婚すること

夫婦の同居場所規定と夫婦の入籍規定の削除

成年擬制制度の新設

帰属不明財産の夫婦共有推定

婚姻生活費の夫婦共同負担

協議離婚に家庭法院の確認を必要とすること

韓国家族法の一部改正について

離婚配偶者に財産分与請求権を認定すること、

家のためのすべての養子規定を廃止、したがって死後養子制度と婿養子制度を廃止し、戸主の直系卑属長男子の養子禁止規定も削除

養子は養父の姓に従うという姓規定の新設（現行法はこの場合も姓不変の原則を固守）

父母共同親権の認定

財産相続制度の合理化、すなわち、①相続人の範囲を四親等以内に縮小し、②男女間の相続分を平等化すること

遺留分制度の新設

(三)、同改正案に対する批判と反対勢力

このようにこの改正案は韓国家族法の全面的また根本的改革を要求したのである。しかしこの急進的態度に対しては、学界および法曹界などから少なからぬ反対意見が提出された。それらの反対意見を総合要約すればおよそ次のようなものとなる。すなわち、ひとつは、同改正案は現実との間にあまり大きなずれがあり、たとえそれが国会を通過しても法としての規範力をもつことができないという見解であり、またひとつは、家族法の改正作業は時期的にみて適当でない、なぜなら韓国は今、経済立法に力をそいでいる最中であり、この事情を顧みることなく無理に通過させれば結局拙速立法となるという見解であ

る。

このような反対意見は、同改正案の国会通過防止のための大きな牽制理論として作用した。しかし同改正案の通過を挫折させたより具体的な要因は、この改正案の国会提出前後に起きた次のような一連の事件によって与えられたといえる。

まずそのひとつは、家族法改正阻止汎国民協議会の反対請願である。この協議会は「民法中改正法律案（家族法）に対する反対理由」を通じて、「……本会が検討したところによれば、醇風美俗を伝統理論として探り出し、それをもって現代倫理観として確立するためには、改正ではなく改悪であると判断し、現行民法中伝来の制度存続」を主張しながら、同改正案に対して正面から反対した。

また同協議会は、この反対理由をうらづける内容として、①女性たちが男女平等論だけを掲げ、真の家庭の理想像を忘却している、②真正な韓国的伝統理論を度外視した、③西欧の頹廢的核的風潮に盲従し、頹廢汚染を促す結果を招来する、④南北韓の共通母母である家族制度を否認する結果、韓国が処している現実を忘却している、⑤觀念的男女平等の理想だけを追求した結果、民族観と主体意識を喪失している、⑥外国法特に日本法を模倣した拙速な改正案である、と主張している。

この協議会は、促進会の改正案の核心に該当する一二箇条を

取り上げ、ひとつひとつその反対理由をあげている。その一二箇条は、親族範囲の調整問題、同姓同本不婚制度の廃止、夫婦同居場所と夫婦の入籍規定の削除および入夫制度の廃止、所有不分明財産に対する夫婦共有推定、協議離婚制度の合理化、離婚配偶者の財産分与請求権新設、嫡母庶子関係と継母子関係の是正、養子制度の是正、戸主制度の廃止、父母の親権共同行使、相続制度の合理化、遺留分制度の新設等の諸問題であり、かれらはこれら条項の改正にすべて反対し、現行法の維持を希望していたのであった。

汎女性・家族法改正促進会の改正案の通過阻止に作用したもうひとつの勢力は儒林である。同改正案が国会に提出された前後には、儒道会ソウル特別市本部委員長の反対請願が国会に提出されたこともあり、同改正案に対する儒林の反対は極端なものであった。

韓國家族法上の伝統的諸規定は、ある面でみな儒教的なものであり、実際、汎女性家族法改正促進会はこの儒教的諸規定を廃止しないしは改正しようとするのであるから、同法案の通過いかんは韓國儒林の死活につながる問題といっても過言ではなかった。同法案が通過すれば、かれらの寄って立つ基盤がなくなるのであるから、同法案に対する反対の極端さもこの点では理解されよう。

同法案の成立阻止に作用した要因の第三のものは、立法権を有する国会議員の保守的性向と、かれらが同法案に対して意識的にそっぽをむいたという事実である。第一と第二の要因が間接的なものであるのに対し、この第三の要因は直接的なものであった。

家族法改正に関する男性国会議員の一般的性向ははなはだしく保守的であり、また同法案が女性議員を中心として提出されたという点からみて反感を持つ面も少なかったようであった。その上、儒教的保守的地方勢力によって支持されている大部分の議員たちが同法案に賛成すれば、ただちに次の選挙の結果に大きな影響をおよぼすこともあって、かれらは厄介なこの改正作業に対し、意識的にそっぽをむくようになったわけである。

#### 四、同法案の功績

このようにしてこの改正案は結局廃棄され、これにかわる国会案がでてきたわけであるが、促進会の法案は、同法案通過のために尽されたその間の一連の努力とともに韓国社会および韓国法に対して少なからぬ功績を残したのである。

筆者はその功績としておよそ次の三つをあげることができると思う。ひとつは韓国家族法上の後進的非民主的諸規定を体系的にすべてあばき出し、これを民主的先進立法と全面的に比較

検討する契機をつくったという点である。ふたつは全国民を相手にした講演、講義、説得などいろいろな面で国民を啓蒙したという点である。最後は、権利意識の低い韓国女性自身のため、特に大きな覚醒剤になったという点である。

#### 五、改正法の成立と内容

##### (一) 成立

上述のように、この改正法案は、汎女性・家族法改正促進会の改正案を原案として審議する中で、これを全面廃棄させて民法中改正法律代案として、一九七七年一月一六日付で国会法制司法委員長の名義により提案されたものであった。

この法案の審査責任を担当した季道煥委員は、法制委員会において、この代案の提案理由を「一九七五年一月一四日、季淑鐘議員外一九人によって提案された民法中改正法律代案は、戸主制度を全面的に廃止し、同姓婚等の禁止規定の大幅縮小等を内容とした非常に広範囲な改正趣旨でありました。またその理念的背景は、夫婦中心の核家族制度を基本とした親族相統全般にわたった大々的改正作業を試みたものでありましたが、この改正案は、わが国伝来の倫理観と家族理念に照してみるとき、現在の時点では改正案をそのまま採択することができないという結論を得て、これを廃棄し、そのかわりに改正案中女権の伸

張のために必要であると認める部分だけを選択して、該当事項を改正しようという次第であります」と報告したのである。

われわれは、法案提案理由に関する季委員のこの説明を通じて、今度の改正法が非常に限定された範囲内での改正だけを意図したという事実と、女性団体の改正案がたとえ全面廃棄されたといつても内容的には決して皆拒否されたものではなく、その範囲が極端に縮小したまま法として成立させられたという事実をうかがうことができる。

とにかく、この法案が提議されて国会司法委員会が法案を審議することになったが、法案成立に賛成する与党議員とこれに反対する野党議員のあいだで論争が展開された。与党議員は、この法案の提案理由どおり、一部であつてもこの機会に家族法を改正しようとしたが、野党議員は、この法案は「女性議員が主動力になって発議した改正案とは異つて充分な審議に値いする内容でもあり、また修正如何によつては韓国固有の美風と美德を保ちながら新しい時代感覚にマッチするような代案である」として、一応賛成したようにみえたが、「国民与論も十分に聴く時間的余裕がない故、その内容を慎重に審議しなかつた拙速審議という非謗を免がれなく」<sup>(9)</sup>なるという点から、延期論を掲げて反対した。

しかし結果的には、原案に対する審議が比較的充分であつた

とみてこの法案の審議は簡単になされ、表決通過となつたのである。表決の結果は、在席一五、賛成九、反対五で原案どおり可決せられ（一九七七年二月一六日付）、政府によつて一九七七年二月三十一日、法律第三〇五一号「民法中改正法律」という名称で公布されたのである。

## (二) 内 容

今般の改正条項数は本文一三箇条と附則六箇条の合計一九箇条であり、このうち新設条文は遺留分に関する七箇条と成年擬制制度一箇条である。

まず全体的にみて、この代案の提案目的が、原案中「女権の伸張のため必要であると認める部分だけを選択して」現行家族法の内容に変更を加えようとするところにあつたが、その改正できた内容をみれば、女権の伸張と直接的に関係がない条項もいくらか含まれている。すなわち、同意を要する婚姻年齢の引き下げ、婚姻による成年擬制、遺留分に関する諸規定がそれである。

では次に改正された条項をひとつづつ具体的に検討することにしよう。

### (1) 同意を要する婚姻年齢の引き下げ（八〇八条）

この条文の改正は第一項の改正にそのおもな目的がある。改



正法は、従来、男子二七才、女子二三才未満の者の婚姻には父母の同意が必要であるという現行法の内容を、未成年者に限って同意を要するものとあらためた。ここでの改正の基本精神は、同意権の行使は家の統制機能であるより、むしろ子または被後見人に対する保護・教養の一機能とみるべきという点にある。

八〇八条は二項にも変更が加えられたが、これは一項の修正による文章上の整理としてなされたものである。そのほかの点では何等変更がない。したがって未成年子女の婚姻への親族会の関与等もそのまま残存しているのである。

#### (2) 婚姻による成年擬制制度の採択（八二六条の二）

「未成年者が婚姻したときは成年と見做す」という成年擬制制度が新設された。改正の基本理念は、婚姻生活に対する外部からの干渉の排除という点と、韓国の法諺である「婚姻をすればおとなになる」という思想の実現という点にある。

#### (3) 帰属不明財産に対する夫婦共有推定（八三〇条二項）

現行法の「夫所有推定」を「夫婦共有推定」に変更したのをその内容とする。韓国では今も財産分与制度と離婚後の扶養義務が認められていないという現状からみて、経済的弱者、特に

女性の権益向上のために期待しうる改正であると思われるが、この規定は、婚姻費用を相変らず夫に負担させている八三三条の規定とはバランスがとれない。したがって、この八三〇条二項の修正によって、将来、八三三条の修正問題を提起せざるをえなくなるであらう。

#### (4) 協議離婚の要件の強化（八三六条一項）

届一本によって離婚を成立させている現行法に、「当事者が家庭法院に出頭し、確認を得て」という要件を挿入して協議離婚の要件を強化したのである。これは裁判離婚と比べて協議離婚の比率が九〇パーセントを越すという韓国の実情にもとづいて、離婚を慎重にさせ、またこれを通じて女性の権益を保護しようというところにおもな目的がある。

しかし今も軽卒な離婚防止のための努力が全く欠けているわけではない。すなわち、現行戸籍法七九条の二は、「協議離婚届はその書面の真の成立いかんを確認したのち受理しなければならない」と規定して、真正な離婚意思把握のため、戸籍公務員に対して実質的審査権を与えているのである。しかし改正法は、この権限は離婚問題の性質上、法官に与えるべきものであるとみているのである。

(5) 親権の共同行使（九〇九条一、二項）

ここでの改正の核心は二つである。ひとつは父に親権の一次的行使権を認めてきた現行法の内容を父母共同行使に変えたこと、またひとつは親権行使の要件を、「同一家籍内の父母であることを要する」という現行法の内容から、家籍の異同にかかわらず行使されるものと変えたということである。

このように、この改正は女権向上のため一歩前進したものであるが、同条一項但書では、「父母の意思が一致しないときは父が行使する」と規定されているため、実質的な面からみれば依然として父権優越であるといわねばならない。

この父権優越は、せっかく成立させた親権共同行使制度の意義をたしかに半減させる結果をもたらすが、父権優越思想は、韓国の現状では、それとしての現実的必要性によって捨てることはできないとされている。これらの事情は、一九七〇年から七一年にかけて行った筆者の小規模の調査である「男女平等に関する法意識の実態調査の内容をみれば十分に理解することができる。〈表1〉」は、「結婚生活中、夫婦の意思がはなはだしく一致しないときはどちらの意思に従うべきか」という設問に対する答である。

これによれば、韓国の現状では、夫の意思がいかに君臨的であるかという事実をうかがうことができ、この事実のため、結

〈表 1〉 婚姻生活首長観

|        | 夫の意思 | 妻の意思 | 第三者に求め<br>折衷する | 両方を<br>放棄 | わからない | 不明  |
|--------|------|------|----------------|-----------|-------|-----|
| 男<br>% | 54.9 | 0.3  | 35.2           | 3.0       | 5.9   | 0.7 |
| 女<br>% | 52.8 | 4.2  | 27.8           | 4.6       | 9.9   | 0.7 |

局九〇九条一項但書もつけられたのであると思われる。

(6) 特別受益者の相続分の調整  
（二〇〇八条）

共同相続人中のひとりの受贈財産が自己の相続分を超過するときは、その超過分を返還しなければならないという内容である。現行一〇〇八条但書ではその超過分の返還は不要であると明文で示してきたが、改正法はその但書規定を削除することによって共同相続人間の平等を期したのである。

(7) 法定相続分の調整（二〇〇九条一、三項）

現行法の一〇〇九条一項と三項が改正されたのであるが、改正法は二つの点で女性の地位を向上させた。そのひとつは男子に対する女子の相

統分の平等化（一項）であり、またひとつは妻の相統分の拡大である（三項）。具体的にみれば、一項は男子の相統分の二分の一である女子の相統分を均分に引きあげたものであり、三項は、「妻の相統分は、直系卑属と共同相統するときは、男子の相統分の二分の一、直系尊属と共同相統するときは、男子の相統分と均分である」という現行法の内容を、「直系卑属と共同相統するときは、同一家籍内の直系卑属の相統分に五割を加算し、直系尊属と共同相統するときは、直系尊属の相統分に五割を加算する」ことに改正したというわけである。

改正法はこのように女子の相統分を引きあげたのであるが、しかし同じ女子であっても結婚した娘の相統分に関しては依然として、男子の相統分の四分の一、という現行法の内容がそのまま維持されている。それどころか未婚女子と妻の相統分が増加した結果、結婚した娘の相統分はむしろ相対的に引き下げられているのである。「出嫁外人」という従来の思想の強いあらわれである。

とはいえ、一〇〇九条の改正は今般の改正法中、女性の地位向上のためのもっとも中心的なものである。向上せられたこの財産法上の利益を通じて、韓国女性の地位は実質的に向上することは疑がないであろう。

しかしひとつ杞憂とされる点は、せっかくのこの改正内容が

韓国家族法の一部改正について

〈表2〉 未婚女子の相統分観

|    |       |        |            | 多い   | 適当である |      |
|----|-------|--------|------------|------|-------|------|
|    |       |        | 同じでなければならぬ |      |       |      |
|    |       | やる必要なし |            |      |       |      |
|    | わからない |        |            |      |       |      |
| 不明 |       |        |            |      |       |      |
|    | 0.3   | 5.5    | 10.2       | 13.2 | 12.2  | 58.6 |
|    | 0.4   | 4.2    | 7.4        | 17.3 | 10.6  | 60.2 |
|    |       |        |            |      |       | 男%   |
|    |       |        |            |      |       | 女%   |

〈表3〉 既婚女子の相統分観

|    |       |        |            | 少ない | 多い  | 適当である |
|----|-------|--------|------------|-----|-----|-------|
|    |       |        | 同じでなければならぬ |     |     |       |
|    |       | やる必要なし |            |     |     |       |
|    | わからない |        |            |     |     |       |
| 不明 |       |        |            |     |     |       |
|    | 0.3   | 4.3    | 33.6       | 5.3 | 2.6 | 8.2   |
|    | 0.4   | 2.8    | 25.7       | 8.5 | 2.1 | 7.0   |
|    |       |        |            |     |     | 45.7  |
|    |       |        |            |     |     | 53.5  |
|    |       |        |            |     |     | 男%    |
|    |       |        |            |     |     | 女%    |

国民によって実際の程度実践されるかということである。女子の相統分が男子のその半分である現行法の内容に関する筆者の実体調査によれば、それに対する法意識は〈表2〉のようにあらわれ、また結婚した娘の相統分（男子の四分の一）に対する意識は〈表3〉のようにあらわれた。そしてここにあらわれた結果を改正法の内容と比較してみると、一〇〇九条の改

正は韓国人の法意識から見るかに前進したものであることがわかれるのである。したがって今後、法と実際の間のずれをどのようにして填補するかという問題がこの法の施行におけるもっとも重要な課題となるであろう。

#### (8) 遺留分制度の採用

改正法ではこれに関して七箇条が設けられた。遺留分の権利者と遺留分(一一二条)、遺留分の算定(一一三条)、算入すべき贈与(一一四条)、遺留分の保全(一一五条)、返還の順序(一一六条)、消滅時効(一一七条)、準用規定(一一八条)がそれぞれであるが、法の内容は日本法とほぼ一致している。したがってその具体的説明は省略する。

しかし、遺留分制度自体の採用いかに關しては、賛否二つの立場が明らかに対立している。賛成する立場の基本的理由は、この制度の採用は韓国社会の不十分な社会保障制度をカバーするものであるということであり、これに反して、否定的立場は次のような三つの理由に立脚している。ひとつは、今、韓国社会の現実からみて、被相続人が家族の基本的生計に影響をおよぼす程度の非常識な財産処分をすることはないだろうという点、二つは、経済成長にしたがって財閥二世を庇護する結果をまねく可能性が多いという点、三つは、相続税の税源補充の

ために悪用されるおそれがあるという点である。

### 六、むすび

今度の一部改正法は、①現行家族法の基本構造である父系、父権主義をそのまま維持しながら、②男女平等化のため必ず必要であると思われる若干の規定を改正または新設したわけである。

しかし改正された内容をほかの角度から分析してみれば、韓国現行家族法上、財産的色彩が強い身分関係においてはいくらか改正されたものの、純粹な身分関係に關しては全く改正されなかったし、また改正しようとしなかったということができる。改正された条項中、「帰属不明財産の夫婦共有」、「特別受益者の相続分の調整」、「法定相続分の調整」、「遺留分制度の採用」等はいずれも前者にあたる身分関係であり、「親族範囲の調整」、「戸主制度の全面廃止」、「同姓同本間の婚姻禁止の廃止」、「家のための養子制度の廃止」、「養子の姓規定の新設」等は皆後者に属する身分関係である。

純粹な身分関係に關して全面的に改正を拒否する韓国国民の態度を、われわれは、去年の末、韓国立法部が「婚姻に関する特例法」<sup>(13)</sup>をあえて時限的法律の形式で通過させたという事実からもうかがうことができる。

〔表4〕 帰属不明財産に対する意識

|          | 男%   |     |      |      |     |     |
|----------|------|-----|------|------|-----|-----|
| 夫のもの     | 31.3 | 1.0 | 11.2 | 52.3 | 3.9 | 0.3 |
| 妻のもの     | 25.0 | 2.1 | 8.8  | 59.9 | 4.2 | .   |
| 生活負担者のもの |      |     |      |      |     |     |
| 夫婦共有     |      |     |      |      |     |     |
| どうしてもよい  |      |     |      |      |     |     |
| 不明       |      |     |      |      |     |     |

このように財産的色彩が強い身分関係に偏重した改革、あるいは漸進的改革をしたのは一体どのような理由によったのであろうか。それは次のような二つの理由があるからではないかと思われる。

ひとつは、韓国国民の法意識が、父系血縁問題に関するかぎり、非常に保守的であるからである。このような事情は、比較的財産的色彩の強い身分関係にあらわれた〔表4〕の意識の結果と、純粹な身分関係にあらわれた〔表5〕のそれとを比較してみればだちに明らかとなるであろう。

〔表5〕 夫家人籍意識

|        | 男%   |      | 女%   |      |
|--------|------|------|------|------|
| 当然     | 83.6 | 10.9 | 78.9 | 16.2 |
| 妻家人籍も可 |      |      |      |      |
| わからない  | 5.6  | 4.2  | 4.2  | 0.4  |
| 不明     | .    | 0.4  |      |      |

またひとつは、今の韓国の社会的経済的構造に、いくらか現行法をそのまま維持したいという面があるからである。韓国も今、小家族的生活様式、すなわちアパート生活や実質的分家等が進んでおり、経済生活も日に日に向上されている。しかし、社会保障制度はまだまだ不十分であり、このような現実において、大家族制度は社会保障の一機能として作用することもできるわけである。

以上の事情からみて、今般の改正法は精一杯の改正であることを知ることができ、またこれとてらしてみると、近い時日内での家族法再改正は期待しえないということになる。しかしとにかく、今度の改正は、範圍において不満足、条文間において若干の不均衡問題はあるものの、全体的にみて韓国社会の民主化に大きな貢献をしていることに間違いないのである。

- (1) この要約にあたつては、金客漢教授の「改稿親族相続法」(一九六四、博英社、ソウル) 二七—九頁をおもに参照した。

- (2) この資料は七二頁にわたる比較的大きなものである。その内容をみれば、はじめに改正に関する「主要骨子」を掲げ、次に逐条検討がなされている。

- (3) 季議員は、女性団体協議会と汎女性・家族法促進会の

会長であった。

- (4) おもな批判は、男子に対する女子の関係が、季朝時代までは差等関係であったが、そのち本来の意味をなくして隷属関係に陥ったという見方に対しておこなわれている。

- (5) 「同反对理由」一頁

- (6) 儒教を信奉する一種の宗教的団体であり、地方によってはいままなお大きな勢力を有し、全国的に組織された圧力団体である。

- (7) この資料は遺憾にも入手できなかった。入手し次第、改稿の機会に追加する予定である。

- (6) 「第九八回国会法制司法委員会會議録第二八号」(大韓民国国会事務所、ソウル) 四頁

- (9) 前掲會議録六頁

- (10) 拙稿「男女平等に関する法意識の実態調査研究——婚姻締結と婚姻生活の自由を中心に——」(「高大文化」一九七二、高麗大学校総学生会、ソウル) 二二頁。

- (11) 拙稿「韓国における男女平等に対する実態調査研究——財産相続における女性の従属的地位を中心に——」(「法律行政論集」第一一輯、一九七三、高麗大学校法科大学、ソウル) 一八五—一六頁

- (12) 拙稿同一九一—二頁

- (13) この特例法は、家族法改正案とおなじ日に通過せられ、法公布(法律三〇五二号)の日である一九七七年一月三一日から施行された。ちなみにその内容の核心をみれば、①この法はおもに同姓同本禁婚規定に違反して婚姻した当事者およびその子供を救済することを目的として(同法一、二条)、②この当事者が一九七八年一月三一日までに婚姻届を提出すれば法律婚として受理するわけであるが(同法三、四条および附則二条)、③しかしそれ以後は再び禁婚する(附則二条)というものである。

- (14) 前掲、「男女平等に関する法意識の実態調査研究」一六頁

- (15) この表の結果に対する設問は、「結婚をしたら女子は男子の戸籍に入籍することになっていますが、このことをどう思いますか」という内容である。拙稿「男女平等に関する法意識の実態調査研究(二)」——おもに父系血縁意識と女性の従属的地位を中心に——(「亜細亜女性研究」第一一輯、一九七二、淑明女子大学校、ソウル) 五〇頁  
 (筆者 高麗大学教授、昭和五二年度 早稲田大学と高麗大学との交換研究員)